

「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）、事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）、産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（案）」に対する意見公募の結果について

令和5年3月20日
経済産業省
経済産業政策局 産業組織課
経済産業政策局 産業創造課
商務情報政策局 情報技術利用促進課

令和5年2月10日より令和5年3月11日までの間、「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）、事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）、産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（案）」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも経済産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和5年2月10日（金）～令和5年3月11日（土）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 御意見の総数

2件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

3. 本件に関するお問合せ先

商務情報政策局情報技術利用促進課

メールアドレス：bz1-sankyoho-kaisei@meti.go.jp

(別紙)

	提出意見	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">「課税の特例に係る情報技術事業適応の実施期間を最長5年であったところ、最長10年とするとともに、一定の要件を満たした場合、産業競争力強化法施行規則第48条に規定する実施状況の報告を免除とする。」という背景は何なのでしょう？課税特例を延ばすのに、報告を免除するって、一定の要件を満たせばという条件はゆるすぎませんか？「デジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることとするため、要件を見直し、所要の改正を行う。」という趣旨は、いいですが、具体的にどのように要件を見直しそうとしているのか、告示案見ても、一般人には理解困難です。わかりやすい説明をお願いします。	<p>今回、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定。以下「税制大綱」という。）を踏まえて、主務大臣確認要件を、「売上高が10%以上見込まれること」と、「対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれること」と見直すこととしました。当該見直し後の要件となっている目標達成のための事業実施には、見直し前の要件に比べて、更に時間を要することが見込まれるため、課税の適用に係る情報技術適応（以下「情報技術適応」という。）の実施期間を最長10年とし、当該目標の達成が確認された場合には、翌年度以降の報告を免除することとしたものです。</p> <p>なお、今回の改正は、情報技術適応の期間を最長10年とするものであって、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の適用期限（「課税特例」）については、令和7年3月31日まで2年間延長することとしております。</p>
2	<ul style="list-style-type: none">課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は10年は不要と考える。5年の上限が適切ではないかと考える。	